

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

令和四年十月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称		住所		賃借権の設定等を受ける者	
柴田 幸治	五條市	五條市丹原町三五八番一ほか三十三筆	賃借権の設定等を受ける土地		
柴田 幸治	五條市	五條市丹原町六七〇番ほか四十二筆			
柴田 幸治	五條市	五條市丹原町六五三番ほか一筆			
柴田 幸治	五條市	五條市丹原町四四一番ほか一筆			
柴田 幸治	五條市	五條市丹原町五八八番ほか一筆			
柴田 幸治	五條市	五條市丹原町七四四番一			
柴田 幸治	五條市	五條市丹原町七九一番一			
番匠 正	五條市	五條市丹原町二四四番一			
松本 忠志	五條市	五條市犬飼町八番一ほか十一筆			

松本 忠志

五條市

五條市犬飼町十五番ほか一筆

二 認可年月日

令和四年十月十七日